

デロイト トーマツ チャイナ ニュース ダイジェスト版(2016 年第 1 四半期号)

(Vol.158 2016 年 1 月号 - Vol.160 2016 年 3 月号の掲載記事より、一部抜粋しています)

投資情報

貿易信用調査制度の改訂

2016 年 1 月 14 日付で、外貨管理局が「貿易信用調査制度」(滙発[2016]1 号)の改訂を公布しました。貿易信用調査制度とは、中国当局による国際収支の実態の把握、外貨準備や国際投資などの判断に資するための統計制度で、調査対象となる企業(対外貿易経営者)は、輸出入取引に関連する貿易信用債権債務の発生や回収の情報を定められた期間内に外貨管理局の調査項目に応じて申告する義務があります。新しい制度は 2016 年 8 月 1 日より施行されます。ここでは、貿易信用調査制度対応のポイントを Q&A 形式で整理します。

Q1 改訂のポイントは何でしょうか？

A1 主なポイントは、調査指標の整理 調査頻度を従来の四半期毎から月次に変更 調査対象を一定規模以上の企業に限定の 3 点です。

Q2 外商投資企業も貿易信用調査制度に応じる義務がありますか？ 応じない場合の罰則はありますか？

A2 国外(香港・マカオ・台湾を含む)企業等との間で、貨物の輸出入貿易を行う企業が貿易信用調査制度の調査対象となります。よって、外商投資企業も、貨物の輸出入取引を行っていれば、貿易信用調査に応じる義務があるとされています。調査対象とされたにもかかわらず必要な申告を行わない企業に対し、外貨管理局は、「中華人民共和国外貨管理条例」に基づき 30 万元以下の罰金を課すことができます。

Q3 企業にはどのような対応が求められているでしょうか？

A3 調査対象となりうるのは、一定規模を有する、輸出入取引を行う重点企業です。外貨管理局が年初に調査対象企業リストを公表することとなっています。調査対象となった企業は、定められた報告期限内に外貨管理局の貿易信用債権債務調査システムにアクセスし、関連情報を入力する必要があります。

Q4 企業は貿易信用調査制度に応じる際、どのような情報を申告すべきでしょうか？

A4 貿易信用調査制度に応じる際、「調査対象企業基本情報表」と「輸出重点企業貿易信用申告表」または「輸入重点企業貿易信用申告表」といった調査表に従い、輸出入取引に伴う債権債務の関連情報を申告する必要があります。

貿易信用調査制度の詳細、報告内容等は、デロイト トーマツ チャイナ ニュース Vol.160 (2016 年 3 月号) 投資情報をご覧ください。

税務情報

2016年5月1日から増値税改革試験を全面的に実施

～ 建築業、不動産業、金融業、生活サービス業まで範囲を拡大～

1. 増値税改革試験とは

中国の間接税制度においては、物品の販売、加工、修理、組立修理役務の提供および物品の輸入を課税対象とする増値税と、役務の提供、無形資産の譲渡および不動産の販売を課税対象とする営業税とが並存してきました。増値税の一般納税者は売上税額から仕入税額を控除することができますが、営業税にはこのような仕入税額控除の仕組みがないため、実質的な二重課税が生じる可能性があります。

2012年から開始された増値税改革試験は、営業税の課税対象となる取引を徐々に増値税の課税対象に組み入れ、現時点では、建築業、不動産業、金融業および生活サービス業の四業種のみが営業税の課税対象とされていました。

2. 増値税改革試験の全面的実施

2016年5月1日から、建築業、不動産業、金融業および生活サービス業を含むすべての役務提供が、物品売買と同様に増値税の課税対象となり、納税者は仕入税額の控除を受けられるようになります。増値税改革試験の実施方案においては、すべての業種において税負担が増加することがないようにするための措置が設けられ、今年、企業の税負担は5,000億元余り軽減されると見込まれています。増値税改革試験の全面的な実施後の取扱いに関する主な要点は以下のとおりです。

- すでに控除の対象となっている機器設備の購入に係る仕入税額に加え、新たな不動産の取得に係る仕入税額も控除の対象となる
- 新たに試験の対象となる業種に対する従来の営業税の優遇政策は、原則として増値税への移行後も継続される
- 不動産業等に対して、税負担を増加させないための経過措置が設けられた
- サービスの輸出に対してはゼロ税率または免税政策を適用する
- 建築業と不動産業には11%、金融業と生活サービス業には6%の税率が適用される

なお、3月11日に国家税務総局の王軍局長が記者の質問に答えた内容によれば、増値税改革試験の全面的な実施に向けて、税務機関は研修、アドバイス、申告場所における優先窓口の設置という形で、納税者に支援を提供します。また、納税者の便宜のため、増値税改革試験の全面的な実施後、最初の申告となる6月度の申告期限は、6月15日から6月25日に延長されます。

3. 納税者の対応

増値税改革試験の対象業種が拡大される2016年5月1日まで、新たに増値税の納税者となる建築業、不動産業、金融業および生活サービス業の企業は、新しい規定の公布に留意しつつ、できるだけ早く増値税のコンプライアンス業務の準備を進める必要があります。また、営業税から増値税への移行は、各取引における価格の取決めにも影響を与えるため、上記の四業種に限らず、各企業はサプライヤーおよび顧客と十分なコミュニケーションを取ることが必要になるといえます。

増値税改革試験の詳細は、デロイト トーマツ チャイナ ニュースVol.160（2016年3月号）税務情報をご覧ください。

会計情報 会計保管文書管理弁法

中国財政部、国家档案局が2015年12月に改正を公表し、2016年1月1日から施行されている「会計保管文書管理弁法」(以下、管理弁法)について解説します。

1. 改正後「管理弁法」のポイント

改正後「管理弁法」の中で、会計保管文書は、企業が会計処理等行う過程で受け取った、あるいは作成した、企業の経済取引事象を記録反映する、保存価値を有する文字や図表等様々な様式の会計資料を指し、コンピューター等の電子機器により作成、伝送、保管された電子会計保管文書を含むとされています。改正前「管理弁法」では、原始証憑を含む会計証憑や会計帳簿に対する保管期間が15年だったものが30年に延長されている等、従来の保管期間よりも長期にわたる保管が要求されています。また、従来は認められていなかった電子保管に関する規定が盛り込まれ、一定の要件を満たす場合には電子保管も認められています。

2. 改正後「管理弁法」の要求

(1) 企業内の管理体制

改正後「管理弁法」では、企業内に保管文書の管理責任を負う「保管文書管理部門」を設け、企業の会計を司る「会計管理部門」は、原則として会計年度終了後1年以内に整理保管しなければならない会計保管文書を「保管文書管理部門」に引き渡す必要があります。なお、出納担当者は会計保管文書管理担当を兼務することはできません。

(2) 保管期間

原始証憑・会計伝票を含む会計証憑、総勘定元帳・補助元帳等の会計帳簿の保管期間は、いずれも15年から30年に改訂される等、概ね従来より長期の保管が求められています。

(3) 電子保管

一定の要件を満たす場合、電子会計保管文書を電子形式のみにより保管することができます。また、外部から受け取った電子会計資料は、上記の要件を満たし「電子署名法」に則った電子署名を有する場合、電子形式により整理保管し、電子会計保管文書とすることができます。

(4) 会計保管文書の廃棄

企業は、保管期限が到来した会計保管文書に対して鑑定を行い、会計保管文書鑑定意見書を作成する必要があり、鑑定の結果、保管期限が到来し、かつ保存価値のない会計保管文書を廃棄することができます。また、会計保管文書廃棄台帳を作成し、保管文書管理部門担当者と会計管理部門担当者が共同で廃棄状況を確認し、会計保管文書廃棄台帳に署名または捺印する必要があります。

3. 改正後「管理弁法」への対応

自社の現状の会計保管文書の保管状況がどのような状況にあるかを再点検し、改正後「管理弁法」が要求する内容と照らし合わせ、新たな対応の要否を判断する必要があります。

詳細は、デロイト トーマツ チャイナ ニュースVol.159 (2016年2月号) 会計情報をご覧ください。なお、本記事の意見にわたる部分は執筆者の私見であり、デロイト トーマツ グループの公式見解ではありません。

デロイト トーマツ グループ/徳勤華永会計事務所LLP(デロイト中国)による、中国事業展開サポート、日系企業サービスのご紹介:

詳細情報は、下記の各 Web サイトをご参照ください。

- デロイト トーマツ グループ 中国ビジネスサポート:
<http://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/international-business-support/solutions/gbs/china.html>
- デロイト中国 JSG(日系企業サービスグループ):
<http://www2.deloitte.com/cn/en/pages/international-business-support/solutions/jsg-japanese.html>

デロイト トーマツ グループによる、中国事業展開サポート、日系企業サービスのお問い合わせ先:

デロイト トーマツ合同会社 中国室 〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティ C 棟 代表電話:03-6720-8341 / Fax:03-6720-8346 E-mail: chugoku@tohatsu.co.jp	有限責任監査法人トーマツ 福岡事務所 国際部 〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ 代表電話:092-751-1813 / Fax:092-751-8990 E-mail: fukuoka_kokusai@tohatsu.co.jp
有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所 中国室 〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング 代表電話:06-4560-6031 / Fax:06-4560-6039 E-mail: jposakats_jimukyoku@tohatsu.co.jp	有限責任監査法人トーマツ 名古屋事務所 中国室 〒450-8530 名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋 代表電話:052-565-5511 / Fax:052-565-5548 E-mail: chinadesk.ngo@tohatsu.co.jp

「デロイト トーマツ チャイナ ニュース」のバックナンバーは

<http://www.tohatsu.com/chinanews/> をご覧ください。

「デロイト トーマツ メールマガジン/デロイト トーマツ チャイナ ニュース」の配信をご希望の方は

<http://www.tohatsu.com/mm/> よりお申し込みください。

お問合せ先: デロイト トーマツ合同会社 中国室

E-mail: chinanews@tohatsu.co.jp

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約225,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細はwww.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.